

額ハ男工ニ對シテ五十四、女工ニハ五十四ヲ平等  
 ニ支拂フニトテハ其額ヲ支拂フ一ノ用意ニ在リ  
 ト云フ對シテ表書ハ何等ノ主法ニ解雇自費  
 一ノ年一ノ日給額ニ比シテ少額ヲトスル可ク  
 出ノハ其際解雇自費及貴ノ總額等ハ解決  
 止ニ至ル也、但シ日給及自費ノ為也  
 解雇即時支拂フ事ハト云フ  
 三、職者職工退職引續キ職者職工五ノ年  
 毎ハ以表書ノ本五ノ年外ニ各一ノ年田料支拂  
 人ニ面會スルカ其記失控ヲ要スル事  
 四、今回任友尼崎工場ノ解雇申出者ニ支  
 給スル度額ノ内職者ノ上給額ニ對シ

日給一ノ年分ニ給スル

一、職者職工退職引續キ  
 二、退職引續キ  
 三、退職引續キ

四、解雇見込あり  
 五、退職引續キ

日給一ノ年分ニ給スル  
 此ノ分ニ給スルニ對シテ

一、其際解雇自費  
 二、職者職工  
 三、退職引續キ  
 四、退職引續キ  
 五、退職引續キ